

自立活動

令和 8 年度キャッチフレーズ

できる・ひろげる・つなげるための自立活動

自立活動は、障がいのある児童生徒が自立に必要なことを学ぶために用意された、国語や算数等の各教科と並んで特別支援学校に設けられている指導領域です。

自立活動の目標は、学習指導要領に次のとおりに示されています。

『個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う』-学習指導要領第 7 章第 1-

自立活動の内容は、

次の 6 区分の下、27 項目が示されています。

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成
環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

困難さは一人一人異なります。何を指導するのか、指導目標・内容をどう設定するか個別に計画されます。

自立活動の指導

自立活動の時間：児童生徒の実態に応じて必要とされる学習を行います。



手指の巧緻性の向上を目指し、指先の力をつけます。



自ら意識して姿勢を整えることを目指し、姿勢づくりの土台を養います。



効率的な身体の使い方を身につけます。



すべての教育活動を通じて、自立活動の時間における指導と関連させて学習を行います。



身体の動きや学習の状況に合わせて、教材・教具の工夫をしたり、道具を活用したりすることで、学習効果を高めます。